

秘密保持契約書

ヒューネットジャパン株式会社（以下「甲」という。）及び（以下「乙」という。）とは、甲が受託する事業計画策定業務「（以下「本件業務」という。）を行うにあたり、甲乙間で開示される情報の秘密保持について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、本件業務においてその都度相互に秘密である旨を記して開示された一切の情報及び資料（以下「秘密情報」という。）につき、秘密を保持する。

第2条（秘密情報）

本契約において「秘密情報」とは、口頭又は書面、データ、見本、仕様書、報告書、明細書、図面、ソフトウェアなどの形態を問わず、また、技術的、営業的、財務上の情報などの分野を問わず、秘密であることを適切な方法により明示して相手方に開示する一切の情報及び相手方の承諾を得て作成された複製物をいう。ただし、以下の項目のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から適法に入手していたもの。
- (2) 開示を受けた際、既に公知であるもの。
- (3) 開示を受けた後、開示を受けた者の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの。
- (4) 開示を受けた後、正当なる権利を有する第三者から秘密保持の責を負わずに適法に入手したものの。

第3条（秘密保持）

- 1 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩若しくは複製又は複写してはならず、また、本件業務以外に使用してはならない。
- 2 次の各号に該当する場合、甲及び乙は、前項の義務を負わないものとする。
 - (1) 法令、規則、裁判所の決定・命令、行政庁の命令・指示等によって開示を要求されたとき。

第4条（保管義務）

甲及び乙は、秘密情報の全部又は一部を含む資料、記録媒体有形又は無形物を、他の資料等と明確に区別し、善良なる管理者の注意義務をもって保管して管理をする。

第5条（アクセス権限者の限定）

- 1 甲及び乙は、秘密情報にアクセスできる者を業務遂行上必要最小限の役員及び従業員に限定する。
- 2 甲及び乙は、秘密情報にアクセスする自己の役員及び従業員（秘密情報に接触した後退職した者も含む。）にも、本契約の内容を周知させ、これを遵守させるものとする。

第6条（第三者に対する機密保持義務）

甲及び乙は、相手方の書面による承諾に基づき、第三者に秘密情報を開示したときは、当該第三者に対し、本契約に基づき自己が負うのと同等の責任及び義務を課すものとし、かつ、当該第三者が本契約の各条項に違反した場合には、これにより相手方に生じた損害を賠償する責めを負う。

第7条（秘密情報の返還等）

甲及び乙は、本契約の終了したとき又は相手方から要請があった場合には、直ちに秘密情報の全部又は一部を含む資料、記録媒体有形又は無形物及びそれらの複製又は複製物を相手方の指示に従い返還、廃棄及び消去するものとする。

第8条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。なお、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害については、この限りではない。ただし、如何なる場合にも間接的、派生的、偶発的若しくは特別な損害及び逸失利益については、甲及び乙は責任を負わないものとする。

第9条（確認）

本契約は、甲及び乙に対し秘密情報の開示又は受領を義務付けるものではなく、また知的財産権の使用を許諾するものではない。

第10条（輸出管理）

甲及び乙は、本契約に従った上で秘密情報及びそれに含まれる秘密情報を海外に持ち出す場合には、適用される全ての法令に基づいて適正な手続をとる。外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続が必要となる場合もまた同様とする。

第11条（有効期間）

- 1 契約の有効期間は、本件契約日より6ヶ月とする。
- 2 前項により本契約が終了した場合であっても、被開示者の本契約に基づく義務については、有効に存続するものとする。

第12条（専属的合意管轄）

本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とし、他の裁判所には申し立てない。

第13条（協議事項）

本契約に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度法令及び商慣習に基づき、信義誠実の精神に則り甲乙協議して解決する。

本契約締結の証として、本契約書式通を作成、甲乙記名捺印のうえ、各壺通を所持する。

平成 年 月 日

甲：宮城県仙台市青葉区昭和町3-15
ネオプラザ北仙台817
ヒューネットジャパン株式会社
代表取締役社長 大澤 義弘

乙：